

## 鶴見区防犯カメラ管理規程

### 1 目的

この規程は、鶴見区内の各地域に設置される鶴見区防犯カメラ「以下、(防犯カメラ)」について、街頭犯罪の抑制及び防止を図ることと並行して、防犯カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置又は運用について定めるものである。

### 2 設置者、管理責任者及び取扱者

防犯カメラの設置者

大阪市鶴見区長

防犯カメラの管理責任者

大阪市鶴見区役所市民協働課長

防犯カメラの取扱者

管理責任者が指定する市民協働課職員

### 3 設置表示及び管理方法

- (1) 防犯カメラ設置場所の見えやすい位置に、「防犯カメラ作動中」「鶴見区役所」と記載したプレート等を設置する。
- (2) 設置者、管理責任者及び取扱者以外による操作及び取扱いを禁止する。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、第 5 項第 2 号に定める場合に限り画像を閲覧できるものとする。

### 4 画像データの保管と消去

- (1) 画像は、撮影時の状態のまま保存し、加工はしない。
- (2) 撮影された画像の保管期間は、概ね 1 週間とし、保管期間終了後は自動的に上書き保存により消去する。

### 5 画像の利用制限

- (1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
  - ア 法令に基づく請求があった場合
  - イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）
  - ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
  - エ 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合
  - オ その他、設置者が必要と認めるとき

- (3) 管理責任者は、前号ア～オの規定により画像を外部へ提供するときは、提供する相手先、理由、期間、記録媒体等必要な事項を記録しなければならない。
- (4) 前号により外部から返却された不要な画像について、速やかに消去する。

#### 6 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則) この規程は、令和2年4月1日から施行する。